

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「お客様の最適な住まいづくりを心を込めて応援する企業を目指します」というグループ経営理念のもと、持続的な企業価値の向上を図り、株主の皆様をはじめ当社グループに関係する方々への利益の還元及び社会貢献に努めていくうえで、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を重要課題として位置づけています。

当社グループは持株会社体制としております。これにより、グループ経営と事業・業務の執行機能を分け、持株会社においてグループの全体最適を見据えた戦略の立案、事業環境の変化に迅速に適応可能なグループ組織運営、子会社の事業活動の管理・監督をするとともに、効率的かつ適法なマネジメントの仕組みの構築に努めることで、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2-4】(議決権の電子行使や招集通知の英訳)

当社は、外国機関投資家を含む外国人持株比率が比較的低いため、議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っていません。今後、株主構成の状況に応じて検討します。

【原則4-11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社は、持株会社として求められるグループ統治機能を実践するため、海外事業を含む各事業分野の強みを発揮できる取締役や経営管理に適した取締役のほか、独立した社外取締役を3名選任しております。現在、当社には女性の取締役はおりませんが、取締役会としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保し、機能性に鑑み規模に関しても適正な構成と判断しております。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されております。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(政策保有株式)

1. 政策保有株式に関する方針

事業の拡大、持続的発展のためには、様々な企業との協力関係が不可欠です。

当社は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係や取引の経済合理性、資本コストなどを総合的に勘案し、保有する方針です。また、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、上記方針に基づき保有の適否を検証し、検証の結果、保有を継続することが適切でないと判断される株式については、適宜の時期に処分いたします。

2. 議決権の行使基準

投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上や、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス及び社会的責任の観点から議案ごとに確認して、議決権の行使を判断します。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、役員と関連当事者間の取引を行う場合、事前に取締役会の承認を得ることとしています。

現在、当社に主要株主(総株主の議決権の10%以上を保有している株主)はいませんので、主要株主が現れた場合には、適切な手続きを検討します。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社における企業年金の積立金の運用は、企業年金基金により行われています。

当社は、受益者への年金給付を確実に行うことと、この積立金の運用が自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金基金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、常務理事として財務・会計に関し知見を有する者を常勤で配置し、当社のグループ総合企画部から財務・会計その他必要な助言を受けられる体制のもと、定期的に年金資産の運用状況の確認を行うなど、人事面や運営面における取り組みを行っております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念について、「株主総会招集ご通知」及びホームページ等で開示を行うとともに、経営戦略、中期経営計画について、ニュースリリースを行っています。

詳細は、当社ホームページをご参照ください。

(<https://www.suteki-nice.jp/shareholder/>)

2. 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「基本的な考え方」に記載のとおりです。なお、具体的には次の基本的な考え方によりコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

(1) 当社は、株主の権利を尊重し、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主の実質的な平等性を確保します。

(2) 当社は、様々なステークホルダーとの協働の必要性を十分認識のうえ、健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。

(3) 当社は、財務情報や非財務情報につき、ステークホルダーにとって有用な会社情報を迅速、正確かつ公平に提供するため、適時適切な開示を行います。

(4) 取締役会は、株主からの経営受託者責任と説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ります。

(5) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と考えており、これを実現するため株主との建設的な対話を行います。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「取締役報酬関係」内の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

上記3.同様、取締役・監査役候補の指名に関する決定手続きにつき、客観性および透明性を確保するとともに、社外役員の見識を十分に活かすべく、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置いたしました。

取締役・監査役候補の指名を行うにあたり、指名・報酬委員会で制定した「取締役および監査役の選任基準」を満たす者であって、当社グループの経営理念を十分に理解したうえで、その実現に貢献することができる知識・能力を有していると判断できる者の中から、取締役および監査役候補を指名し、取締役会に提出すべき原案を決定します。

当社は、取締役の職務を適切に遂行することが期待しがたいと認められる事由が生じた場合には、取締役会において当該取締役の役位の解職、その他の処分、または株主総会に提出する解任議案について決定します。

5. 当社は、株主総会に取締役・監査役の選解任議案を提出する場合において、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に個人別に提案理由を記載し、その中で経営陣幹部としての実績も記載するなど、必要に応じて経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名についての説明を適宜開示いたします。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲)

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、会社運営に重大な影響を与える事項等については、取締役会規則に取締役会決議事項として定めることとし、これ以外に重大な影響を与える会社方針や一定金額以上の設備投資等については、職務権限規程に従い、取締役に委任しています。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、「東京証券取引所上場管理等に関するガイドライン」における「実効性の確保に係る審査」5.(3)の2に該当せず、かつ、総合的にみて、経営陣から独立した立場であり株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断できることをもって、独立性の判断基準とします。

【補充原則4-11-1】(取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

取締役候補者の選定にあたっては、持株会社として求められるグループ統治機能を実践するため、各事業分野の強みを発揮できる人材及び経営管理に適した人材を選任するとともに、独立した社外取締役を複数選任することで、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保し、機能性に鑑み規模に関しても適正と判断しています。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役兼任状況)

当社の取締役・監査役に他の上場会社の役員を兼任している者はありません。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果の概要)

当社は、取締役による取締役会の自己評価をはじめ、取締役会全体の実効性向上を図るための項目を内容としたアンケートを取締役及び監査役に対して実施した結果、十分に実行性が担保されていることが確認されております。

アンケートで得られた意見等を参考に、今後も取締役会の実効性を一層高めるための改善を進めてまいります。

【原則4-14-2】(取締役・監査役トレーニング)

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任の際における当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役に求められる役割と責務の十分な理解と、在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っています。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

(1) 株主との対話は、グループ総合企画部の担当取締役が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけています。

(2) 対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行っています。

(3) 個別面談以外の対話の手段として、決算説明会を実施しています。また、投資家からの意見・要望などをもとに、内容の充実を図っています。

(4) 対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて、会議体での報告やレポートの配付などにより、取締役及び関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用を図っています。

(5) 決算発表前の期間は、サイレント期間として投資家との対話を制限しています。また、株主・投資家との対話に際して、ガイドラインを定めインサイダー情報を管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社横浜銀行	464,707	4.95
株式会社みずほ銀行	463,903	4.94
株式会社りそな銀行	333,904	3.56
明治安田生命保険相互会社	321,520	3.42
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	303,800	3.23
ナイス従業員持株会	261,449	2.78
平田恒一郎	234,286	2.49
パナソニック株式会社	210,100	2.24
吉野石膏株式会社	210,021	2.23
西村滋美	202,484	2.15

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 <small>更新</small>	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木 信哉	その他													
小久保 崇	弁護士													
濱田 清仁	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 信哉		該当事項はありません。	長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を当社の経営の監督等に活かしていただくと判断したためです。加えて同氏は、東京証券取引所が定める基準に抵触しないことから、経営陣から独立した立場であり、株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

中川 秀宣	弁護士																		
野間 幹晴	学者																		

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 一		全国の都市整備事業に関わった経験と知識を当社の監査業務に反映していただけると判断したためです。	東京証券取引所が定める基準に抵触しないことから、経営陣から独立した立場であり、株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
中川 秀宣		弁護士としての職務を通じた豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただけると判断したためです。	東京証券取引所が定める基準に抵触しないことから、経営陣から独立した立場であり、株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
野間 幹晴		民間企業における社外取締役の経験と経営管理に関する研究を通じた見識を当社の監査業務に反映していただけると判断したためです。	東京証券取引所が定める基準に抵触しないことから、経営陣から独立した立場であり、株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成20年6月27日 取締役会決議
 割当日 平成20年7月23日
 新株予約権の数 72個(うち当社取締役(当時)が割当を受けた数 63個)

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであり、これにより、株価の上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクも含めて、株主の皆様と共有するとともに、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役の年間報酬 155百万円
監査役の年間報酬 36百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値を向上できるよう、会社の業績並びに貢献度合いを考慮のうえ、方針を決定しております。

また、当社は役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、株価の上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクも含めて株主の皆様と共有するとともに、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲で士気を一層高めるため、株式報酬型ストックオプションを導入しています。

取締役の報酬は、株主総会に上程し、決議された報酬総額の範囲内で、取締役会で決議された報酬体系に基づいており、個別の報酬につきましては、会社の業績並びに貢献度合いを勘案し、年度ごと決定しています。上記方針に基づき、取締役会が代表取締役に一任し、決定しております。

なお、当社は一層のガバナンス体制の強化と今後の経営体制の確立を図るため、取締役・監査役等の指名や報酬に関する決定手続きにつき、客観性および透明性を確保するとともに、社外役員の見識を十分に活かすべく、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。

今後の報酬決定のあり方については、同委員会にて検討中であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役に対し、その役割・責務を果たすためのサポートとして、各種情報提供や取締役会の審議事項を事前に配付及び説明を行うなど、体制を整備しております。

なお、監査役に関しては、職務を補助すべき専属の使用人は設置していませんが、今後、監査役から設置を求められた場合には、監査役と協議のうえ、必要な業務量に応じて監査役の業務を補助する使用人を設置することとします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

取締役会は、経営方針並びに重要事項の決定・審議と業務執行の監督を行っています。また、持株会社の立場から、当社並びに子会社の経営上の重要事項の審議・決定と業務執行の監督も行っています。

取締役の任期を1年としており、これにより、取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機能的な経営体制を確立し、より一層の透明性の確保を図っています。取締役6名のうち独立した社外取締役を3名選任しております。社外取締役は毎月開催される取締役会及び臨時取締役会に出席して経験・知識を生かした意見を述べることで、経営の監視とその健全性の強化を図っております。これにより社外からのチェック機能が十分に働く体制になっています。

監査役は、監査役会で決定した監査の方針及び監査計画に従い、取締役会をはじめとする重要会議への出席及び重要書類の閲覧、並びに当社及び子会社への往査を実施し、定期的に業務執行の適法性、妥当性の監査を行っています。これらの活動に加え、内部統制室及び会計監査人との情報交換等により、取締役の職務の執行状況を監査し、経営監視機能を果たしています。

会計監査につきましては、監査法人原会計事務所と監査契約を締結し、独立・公平な立場から監査を受けています。前事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

業務執行社員 六本木浩嗣、遠藤朝彦

補助者の構成 公認会計士1名、公認会計士試験合格者2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役3名と社外監査役3名を選任しております。

社外取締役は豊富な経験・知識による多様な視点から内部監査、監査役監査、会計監査と相互に連携し、内部統制室から報告を受け、監督を実施しており、経営の監督機能の強化が図られております。

社外監査役はそれぞれの豊富な経験・知識による多様な視点から監査役会における意見・情報交換等を通じて、内部監査、監査役監査、会計監査と連携し、内部統制室から報告を受け監査を実施しており、経営の監視機能の強化が図られております。

これらにより、社外からのチェック機能が十分に働く体制になっているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、代表取締役社長及び担当取締役が決算・第2四半期決算発表後、証券アナリスト、機関投資家、報道機関などを対象に、業況及び今後の戦略等について説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書などのほか、プレスリリースなどを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 グループ総合企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは「お客様の最適な住まいづくりを心を込めて応援する企業を目指します」をグループ経営理念として、収益の増大と企業価値の向上を図り、株主の皆様をはじめ当社に関する方々への利益の還元と社会貢献に努めています。利益配分につきましては、株主の皆様への配当を安定的かつ継続して行うことを基本とし、成長と競争力強化のための資金需要を勘案しながら、配当性向は中期的には30%を目処としています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	木材市場として設立された当社は、住宅建築用の「木」をルーツとする企業として、利益の一部を山林に還元し、森林資源の保全・育成を通じて地球温暖化防止などの環境保全への貢献を果たすべく、全国8カ所の社有林を所有しています。現在、当社が所有する山林は、「ナイス熊野の森」(和歌山県新宮市)、「ナイス丹沢の森」(神奈川県厚木市)、「ナイス川根の森」(静岡県島田市)、「ナイス猪苗代の森」(福島県郡山市)、「ナイス徳島の森」(徳島県那賀町)、「ナイス岐阜の森」(岐阜県下呂市)、「ナイス京都北山の森」(京都府京都市)、「ナイス津久井の森」(神奈川県相模原市)の8カ所で、総面積は2,021.3ヘクタールとなっています。また、建設系産業廃棄物の再資源化を目指し、工務店様と建築資材メーカー様、処理業者様などの横断的なネットワークを構築し、住宅の建設現場やプレカット工場などから排出される石膏ボード、外壁材、木くずなどの廃材の回収と再資源化を推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	あらゆるステークホルダーの皆様へ会社情報を迅速、正確かつ公平に提供するため、適時適切な情報開示に努めることを、指針としています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、グループ企業理念に基づいて企業運営を行い、誠実に遂行するために当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、これを携帯用カードとして全役員に配布し、常時携帯させ、周知徹底に努める。

(2) 法令の知識及び法令遵守の必要性の周知徹底のため、必要に応じ研修を実施する。

(3) 業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、計画的に内部監査を実施する。

(4) コンプライアンス体制については、内部統制室において、適法かつ適正な経営に向けての検討並びに指導を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役に、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のために必要な社内規程や諸規則を整備し、これに基づく業務遂行を徹底するほか、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努めるものとする。なお、損失の危険の管理に関する整備状況及び新たに発生したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告又は対応を決定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるため、取締役会規則に従い、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図る。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、法令、定款並びに社内規程の遵守を徹底する。

(2) 主要なグループ企業に関しては、毎月開催される当社の取締役会において、事業活動や月次実績等を報告するほか、その他のグループ企業についても、定期的に当社の取締役会において事業や決算の報告等を行う。

(3) 当社の取締役又は重要な使用人を、取締役若しくは監査役としてグループ企業に派遣する。

(4) 主要なグループ企業の取締役と当社代表取締役をメンバーとしたグループ連絡会を随時開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図る。

(5) 主要なグループ企業が定期的に開催されるコンプライアンス推進委員会において、当社のグループ総合企画部は内部統制に関わる事案を集約するとともに、具体的な課題や問題に対し、その対策や予防措置を指導するなど、業務の適正な運営を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現状、当社において監査役の職務を補助すべき専属の使用人は設置していないが、今後、監査役から設置を求められた場合には、監査役と協議のうえ、必要な業務量に応じて監査役の業務を補助する使用人を設置することとし、人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重して決定するものとする。また、補助する使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社及びその子会社の取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告するとともに、監査役の往査による指摘事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。

(2) 当社及びその子会社の使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。

(3) 監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、会社がその費用を負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、監査役会は代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。

10. 前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任を全うするため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 当社グループは、反社会的勢力及び団体への対応を当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」に定め、役員に対し、周知徹底を図る。

(2) グループ総合企画部を対応窓口として、管轄警察署・暴力追放推進センター等の外部専門機関や顧問弁護士等と平素から連携を図り事案に応じて対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、(1)買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、(2)株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、(3)対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 具体的な取組み

(A) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

建築資材事業においては、「耐震」「健康」「環境貢献」をテーマに、「住まいの耐震博覧会」「木と住まいの大博覧会」の開催を通じて、木造住宅の耐震化と、国産材の利用促進および中・大規模木造建築物の受注拡大に努めてまいります。また、販売店様および取引先工務店様に対し、「スマートウェルネス」の観点から低炭素で、断熱性能が高く、経済性にも優れた住宅の提案等をより一層推進することで取引額の拡大に加え、仕入・販売双方の取引先との関係強化に努めてまいります。

また、住宅事業においては長期優良住宅の認定基準を上回る性能を確保した一戸建住宅「パワーホーム」の販売強化と供給拡大に加え、資材調達、物流、生産体制の効率化と経費の削減に努めることで、収益の向上を図ってまいります。さらに、マンション等のリノベーション部門である「リナイス」や、これまでに住宅を供給したお客様に対するメンテナンスやリフォーム等の提案を徹底し、さらなる収益の確保を推進いたします。

また、当社は、持株会社体制としております。これにより、グループ経営と事業・業務の執行機能を分け、効率かつ適法なマネジメント仕組みの構築に努めている他、監査役4名のうち3名は独立性の高い社外監査役とし、経営の健全性及び意思決定のプロセスに対する監査機能の強化を図っております。更に、取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立するとともに、社外取締役を3名選任するなど、コーポレートガバナンス体制の強化・充実に取り組んでおります。加えて、役員指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化、あわせて当社のコーポレートガバナンスの一層の充実に図るため、平成29年3月より取締役会の任意の諮問機関として独立役員を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」を設置し、特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外役員との適切な関与・助言を得ています。また、コンプライアンスについては、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を制定し、遵守の徹底を行っております。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策を、第68回定時株主総会における株主の皆様ご承認を条件として更新することを決議し(以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。)、同定時株主総会において本プランを更新することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する大量取得行為等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(以下、併せて「買付等」といいます。)を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案(もしあれば)が、当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供されます。独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定し、その間、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する当社取締役会の代替案の提示等を行います。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得ることができます。当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から情報が提供された事実、独立委員会による検討が開始した事実等について、株主に対する情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、以下に記載する内容の新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。当社は、独立委員会が勧告等を行った場合、当該勧告等につき情報開示を行います。

この新株予約権は、1円(又は当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額)を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議、又は株主総会の招集を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。新株予約権の行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、令和2年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、当該有効期間の満了前であっても、(1)当社の株主総会において本プランにかかる新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について

の取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(2)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。)

3. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記2(A)に記載した様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

前記2(B)に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されたものであること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、本新株予約権の無償割当ての実施等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制

【参考資料：模式図】

